

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月26日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岩手県 |
| 3. 市区町村名 | 一関市 |
| 4. 届出番号 | 8 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 70-2 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html |

執行機関名 一関市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(妊産婦) |
| ②番号法別表第1の項 | 49 | |
| ③番号法別表第2の項 | 70 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第2の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子保健法1条 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。 | この規則は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則 |

| 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等 | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| 事務1 | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 39 条 項 号 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第8条 |
| ②事務の内容 | 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第8条の受給者証の交付に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 39 条 項 1 号 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第4条第1項第1号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第8条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |